１　はじめに

岩手県教職員互助会は、昭和 25 年に発足し、その後、昭和 47 年に財団法人となり、平成 25 年４月には、公益法人制度改革関連三法の施行に伴い、一般財団法人に移行し、１２年が経過しました。

この間、会員による相互扶助精神を受け継ぎ、会員相互の福利の増進と生活の安定を図るべく、岩手県教育委員会や公立学校共済組合岩手支部との連携を図りながら、療養給付金をはじめとする厚生福利事業や生きがい対策支援助成金、貸付等の諸事業のほか、教育芸術祭開催等の公益文化事業を継続的に実施し、互助会としての使命を果たして参りました。

公務員の定年延長が令和５年度から段階的に始まったこと、令和６年度から新たに再任用短時間勤務職員に会員資格を付与したことなど、環境の変化はありますが、療養給付金の給付水準見直しの対策などを実施し、事業費規模は掛金収入の範囲内とし、健全財政の維持に努めております。

時代の変遷とともに、教職員を取り巻く諸環境は変化をしております。本会においては、長期的には少子化に伴う会員数漸減、公務員の定年延長開始及び再任用短時間勤務職員加入に伴う掛金基礎額低減による会費収入の減少が見込まれ、運営を取り巻く環境は依然として厳しいものと予想されますが、今後におきましても、会員が厚生福利事業等に支えられながら、安心して職務に専念できるよう、諸事業の一層の効率的実施に努めて参ります。

引き続き、会員の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

2　会　員　数

会員数は、次のとおり見込む。

区　　分	令和７年度	令和６年度	増　減
正　会　員	11,840 人	11,990 人	△150 人
特 別 会 員	720 人	710 人	10 人
任意継続会員	310 人	250 人	60 人
合　　計	12,870 人	12,950 人	△80 人

3　会員被扶養者数

会員被扶養者数は、次のとおり見込む。

区　　分	令和７年度	令和６年度	増　減
正　会　員	7,930 人	8,390 人	△460 人
特 別 会 員	480 人	510 人	△30 人
任意継続会員	120 人	120 人	0 人
合　　計	8,530 人	9,020 人	△490 人

4　会員会費収入等

（1）会費収入は、次のとおり見込む。

種　　別	令和７年度収入見込額	令和６年度収入見込額	増　　減
正会員の会費収入	395,000 千円	391,500 千円	3,500 千円
特別会員の会費収入	23,000 千円	22,800 千円	200 千円
任意継続会員の会費収入	9,000 千円	7,200 千円	1,800 千円
合　　計	427,000 千円	421,500 千円	5,500 千円

（2）掛金は、平成 25 年度から次のとおりである。

区　　分	掛金率（給料＋教職調整額＋扶養手当）
正 会 員	０．７５％
特別会員	０．７５％
任意継続会員	０．６５％

5　給付事業

（1）短期給付事業　　**（ 予 算 額　72,400 千円 ）**

①療養給付金（家族）　　**予算額　　53,500 千円**

被扶養者が疾病又は負傷により、医療機関で診療を受けた場合において、療養に要した自己負担額から 2,600 円を控除し 0.92 を乗じた額を給付する。　　平均 3,042 円×17,587 件

②出産保育費　　**予算額　　6,900 千円**

会員又は被扶養者である配偶者が出産したとき３万円を給付する。

会員　30 千円×180 件　　配偶者　30 千円×50 件

③災害見舞金　　**予算額　　2,000 千円**

災害の程度により３万円から 60 万円を給付する。　　平均 400 千円×5 件

④弔　慰　金　　予算額　　10,000 千円

会員が死亡したとき 50 万円を給付する。

8,000 千円　　500 千円×16 件

配偶者（被扶養者）が死亡したとき 20 万円を給付する。

1,200 千円　　200 千円×　6 件

会員の被扶養者（配偶者除く）が死亡したとき 10 万円を給付する。

800 千円　　100 千円×　8 件

（2）厚生福利事業　　（ 予 算 額　297,731 千円 ）

①療養給付金（会員）　　予算額　　193,000 千円

会員が疾病又は負傷により、医療機関で診療を受けた場合において、療養に要した自己負担額から 2,600 円を控除し 0.92 を乗じた額を給付する。　　平均 2,751 円×70,156 件

②入院見舞金　　予算額　　11,800 千円

会員又は被扶養者が入院したとき、1 日につき 500 円を給付する。

会　　員　　5,500 千円　　500 円×平均　9 日×1,222 件

被扶養者　　6,300 千円　　500 円×平均　11 日×1,145 件

③介護休暇給付金　　予算額　　1,800 千円

介護休暇を取得したとき、その期間 1 日につき給料日額の 100 分の 60 に相当する額を給付する。（共済組合等から介護休業手当金等が支給された場合は控除した額）

150,000 円×12 件

④小学校入学祝金　　予算額　　3,600 千円

会員の子が小学校に入学したとき 1 万円を給付する。　10 千円×360 件

⑤施設利用補助金　　予算額　　4,441 千円

会員又は被扶養者が全教互に加盟する全教互指定旅館及び公立学校共済組合岩手支部の施設を利用したときに補助する。

・全教互指定施設　2,750 千円

1 泊につき 1,000 円補助（年間４泊まで）　　1,000 円×2,750 件

・共済施設　1,691 千円

宿泊利用（特別会員）　　81 千円（3,000 円×13 件、2,000 円×21 件）

会食利用（特別会員）　　1,110 千円（2,000 円×450 件、1,500 円×110 件、1,000 円×45 件）

婚礼利用　300 千円（ 2 件）　　法要・慶事　　200 千円（ 1 件）

⑥退職慰労記念品費　　予算額　　37,000 千円

会員が退職又は異動により退会したときに、平成 25 年 3 月までの会員年数に応じて 2 万円から 8 万円の旅行券を交付する。死亡退会の場合は香典料として 5 万円を給付する。

・旅行券　36,580 千円（退職者　611 人）

（20 千円　20 人　40 千円　20 人　60 千円　515 人　80 千円　56 人）

・香典料　　400 千円（50 千円×8 人）

⑦遺児育英資金　　予算額　　5,000 千円

会員が死亡したときに、被扶養者のうちその年度末に年齢が満 18 歳以下である会員の遺児があるとき、遺児 1 人当たり 50 万円を給付する。　　500 千円×10 件

⑧ライフプランセミナー（共済組合と共同事業）　　予算額　1,100 千円

在職中退職後を通じて、充実した有意義な生活を実現していけるような生涯生活設計支援事業等を公立学校共済組合岩手支部と共催で実施する。

⑨保険外医療給付金　　予算額　2,890 千円

会員が、保険適用外医療（マッサージ等・歯科治療・妊婦検診及び不妊治療）を受けたとき、1 年度について 1 万円を限度に給付する。

マッサージ等　1,450 千円（145 件）　歯 科 治 療　1,000 千円（ 100 件）
妊 婦 検 診　240 千円（ 40 件）　不 妊 治 療　200 千円（ 20 件）

⑩身体矯正器具等購入（修理）補助　　予算額　16,650 千円

会員が、身体矯正器具等（眼鏡・補聴器・補装具）を購入（修理）したとき２年度に１回に限り 1 万円以内を補助する。

眼　鏡　16,600 千円（1,660 件）　補聴器 40 千円（4 件）　補装具 10 千円（1 件）

⑪ホームヘルパー雇用補助　　予算額　200 千円

会員、配偶者、会員又は配偶者の扶養家族、会員又は配偶者の父母（別居しているときは、同居者がいない場合に限る）が、在宅療養中に介助者及び家事援助者（3 親等以外の者）を 1 年度に 5 日以上雇用して、その費用を負担したとき、1 日 2,000 円以内を補助する。（1 年度に 60 日限度）ただし、介護保険の在宅支援給付を受けている場合は、その自己負担の範囲内とする。
平均　40 千円 ×5 件

⑫心身リフレッシュ支援助成　　予算額　15,000 千円

会員年数が、15 年（4 万円）、25 年（6 万円）に達する会員に希望に応じ文化教養及び保健保養に関する助成をする。

15 年　6,000 千円（40 千円×150 人）
25 年　9,000 千円（60 千円×150 人）

⑬広報活動事業　　予算額　5,250 千円

実施事業等について広報活動を行う。

① 「互助会報」の発行（年 4 回　14,000 部）　3,600 千円
② 「福祉のしお り」の発行（年 1 回　1,300 部）　1,370 千円
③ ホームページ の情報更新等　280 千円

（3）長期給付事業　　（ 予 算 額　153,000 千円 ）

生きがい対策支援助成金　　予算額　153,000 千円

会員が退会したときに、現金を給付する。

退職者　1,193 人分

定 年 退 職	74,100 千円	（ 300 人）
勧 奨 退 職	59,940 千円	（ 270 人）
普 通 退 職	6,440 千円	（ 115 人）
特 別 会 員	3,255 千円	（ 35 人）
死 亡 退 職	1,352 千円	（ 8 人）
その他（異動）	3,645 千円	（ 45 人）
その他（臨時的任用等）	4,200 千円	（ 420 人）

（4）貸　付　事　業（貸付金利率　年利 0.84%）　　（ 予 算 額　274,000 千円 ）

①　生活資金貸付金　　予算額　　155,000 千円

会員が臨時に資金を必要とするとき、200 万円（10 万円単位）を限度に貸付を行う。

155,000 千円（150 万円×90 件、100 万円×20 件）

②　奨学資金貸付金　　予算額　　60,000 千円

会員又はその子弟が高校、大学、専修学校、各種学校等に入学又は修学するため資金を必要とするとき、200 万円（10 万円単位）を限度に貸付を行う。

60,000 千円（171 万円×35 件）

③　自動車購入資金貸付金　　予算額　　50,000 千円

会員が使用する自動車を購入する資金を必要とするとき、200 万円（10 万円単位）を限度に貸付を行う。

50,000 千円（150 万円×30 件、100 万円×5 件）

④　結婚資金貸付金　　予算額　　9,000 千円

会員又はその子が結婚するとき、婚姻の前後 6 ヶ月以内に資金を必要とするとき、200 万円（10 万円単位）を限度に貸付を行う。

9,000 千円（150 万円×6 件）

（5）特別弔慰積立事業　　（ 予 算 額　36,000 千円 ）

積立給付金　　予算額　　36,000 千円

会員が資格を失ったとき、当該会員が平成 25 年 3 月までに積立てた額を給付する。

積立金　36,000 千円（平均 58,158 円×619 人）

（6）公益文化事業　　（ 予 算 額　5,000 千円 ）

公益文化事業　　予算額　　5,000 千円

① 岩手の教育文化の振興発展に寄与するため、次の公益文化事業を行う。　3,000 千円

各事業団体と共催で「岩手教育芸術祭」、「文化公演会」を実施する。

② 学校及び児童生徒活動への支援事業を実施する。　1,400 千円

県内の小・中・高等学校及び特別支援学校に対し、図書カードを寄贈する。

③ 地方公共団体及び教育文化振興団体等への助成事業を実施する。　600 千円

教育、文化等の向上に関する事業を行う公益法人に対し寄附する。

岩手県高校教育会館 200 千円（団体が行う東日本大震災特別奨学金事業）

岩手県文化振興事業団 200 千円（団体が行う県民の教育、学術及び文化の振興事業）

岩手県スポーツ振興事業団 200 千円（団体が行う生涯スポーツ振興事業）